

リファラルキャンペーン 規定

1. 目的

本規定は、社員による人材紹介（リファラルキャンペーン）を促進し、優秀な人材の確保を目的とする。

2. 対象者

- ・本制度の紹介者は、当社に在籍する全社員とする（試用期間中の社員を含む）。
- ・対象事業所、職種、支給額は「リファラルキャンペーン_事業所一覧」の通りとする。
- ・紹介者本人が候補者と直接的な関係を有し、業務上またはそれに準ずる関わりを通じて人柄を把握している場合に限る。

3. 対象外となる紹介

- ・過去6か月以内に当社へ応募歴がある者（応募媒体・直接応募問わず）
- ・転職エージェント等を通じて既に選考プロセスに入っている者
- ・紹介者の二親等以内の親族
- ・現在当社で勤務している者（パート職員から正社員への雇用形態変更を含む）
- ・現在当社の他事業所に在籍している者（異動、配置転換、転籍を含む）

4. 紹介方法

紹介者は、所定の「リファラルキャンペーン申請書」を社長、上長との面接実施日前までに人事へ提出すること。

5. 支給条件

紹介した候補者が入社し、入社後6か月および1年を経過した時点で在籍している場合、紹介者にリファラル謝礼金を支給する。

当該月の翌月給与で支給する。

ただし、申請書が面接前に提出されていない場合は支給対象外とする。

また、紹介報酬は給与として課税される。

入職者本人にも、「リファラルキャンペーン_事業所一覧」に定める支給額に基づき、リファラル御祝金を支給する。

6. 紹介者の関与範囲

選考に関する判断はすべて会社が行うものとし、紹介者は選考結果に影響を及ぼす行為をしてはならない。

また、候補者への過度な勧誘・強制は行わないこと。

7. 禁止事項

- ・虚偽の情報提供
- ・候補者への過度な勧誘・強制
- ・他社の就業規則等に反する引き抜き行為

8. 個人情報の取り扱い

紹介された候補者の個人情報は、当社の個人情報保護方針に基づき適切に取り扱う。

9. 規定の改定

本規定は必要に応じて見直しを行い、改定することができる。